

議案第 1 0 0 号

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 4 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 2 8 年 3 月条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 1 項中「任命権者」を「管理者」に改め、同条第 2 項中「越えない」を「超えない」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 3 職員が修学部分休業（当該職員が大学その他の甲府市職員の修学部分休業に関する条例（令和 6 年 1 2 月条例第 号）第 3 条で定める教育施設における修学のため 1 週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）又は高齢者部分休業（当該職員が甲府市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和 6 年 1 2 月条例第 号）第 3 条第 1 項で定める年齢に達した日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日以後の日から当該職員に係る定年退職日（甲府市職員の定年等に関する条例（昭和 5 9 年 7 月条例第 3 1 号）第 2 条に規定する定年退職日をいう。）までの期間において、1 週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

修学部分休業制度及び高齢者部分休業制度を導入する等については、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。